

企業会計基準公開草案第23号「資産除去債務に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第27号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見

平成 20 年 2 月 4 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 資産除去債務の定義について

（コメント）

会計基準案第3項(1)及び結論の背景第22項から第28項において、資産除去債務の定義がされているが、この中で、法律上の義務に準ずるものの範囲を明確にすべきである。

（理由）

先の論点整理に対する当協会としての意見の中で、「資産除去債務は、今までの我が国の会計慣行になかった新しい考え方であるため、今後実際に適用する場面では、ある程度の混乱が予想されるところである。特に法律上の義務に準じるものをその範囲とすることで、どのようなケースがそれに該当するかは、非常に重要な問題であり、具体的ケースをより詳細に示す必要がある。この点について今後さらに検討されることが、第13項の中で記載されており、その検討結果を期待するものである。」と意見を述べたところである。しかし、会計基準案第3項(1)及び結論の背景第22項から第28項の記載内容は、論点整理で述べられていた内容以上のものが示されていない。法律上の義務に準ずるものの概念は理解できたとしても、実際に本会計基準が適用される場面において、法律上の義務に準ずるものの判断に当たって、統一的な判断ができるか疑問である。特に、既に引当金処理を行っている実務慣行もあり、今後本会計基準の適用に当たり、企業の自発的な計画によって会計処理していた部分とは明確に分けた会計処理をする必要がある。したがって、結論の背景において、より具体的なケースを詳細に示すことが必要である。

2. 割引前の将来キャッシュ・フロー計算について

（コメント）

会計基準案第38項で記載している、割引前の将来キャッシュ・フローの見積金

額の計算方法は、第6項の中で記載すべきである。

(理由)

割引前の将来キャッシュ・フローの見積金額は、資産除去債務の算定において重要な要素である。これは、「固定資産の減損に係る会計基準」における将来キャッシュ・フローの算定と同様である。「固定資産の減損に係る会計基準」においては、「二4. 将来キャッシュ・フロー (3)」で会計基準案第38項と同様の内容の規定がされており、本会計基準においても第6項の中に含めて規定する必要がある。

3. 時の経過による資産除去債務の調整額について

(コメント)

会計基準案第9項において、「時の経過による資産除去債務の調整額」という記述があるが、用語の定義を記載すべきである。

(理由)

会計基準案第9項では、「時の経過による資産除去債務の調整額」という用語が使われており、一方で、適用指針案第26項の中で「この両建処理においては、対象となる有形固定資産の帳簿価額に加算された金額は当該有形固定資産と同一の方法で減価償却し、割引前のキャッシュ・フローとの差額については、時の経過による資産除去債務の調整額として利息法により費用配分する方法が通常の方法となる。」として、「時の経過による資産除去債務の調整額」の内容の説明がある。会計基準として第9項を規定するのであるならば、第3項の用語の定義の中で、適用指針で記載した内容を会計基準として規定する必要がある。

4. 適用初年度における会計処理について

(コメント)

従来実務として引当金を計上している企業に対して、適用初年度における会計処理を明示すべきである。

(理由)

会計基準案第19項では、初めて本会計基準を適用する場合の会計処理が示されている。しかし、少数の企業ではあると思われるが、従来実務として、引当金により会計処理している企業があると考えられる。この場合、引当金を止め、本会計基準を適用初年度として適用するに当たり、どのような会計処理をすべきか具体的に示す必要がある。

5. 法令の改正時期について

(コメント)

会計基準案第 10 項で、「資産除去債務が法令の改正等により新たに発生した場合も、見積りの変更と同様に取り扱う。」と記載されているが、「法令の改正」とはどの時点であるかを明確に規定すべきである。

(理由)

通常法令の改正は、法案が可決成立し、公布される日までに時間がある。この間に決算日をむかえた場合、会計基準案第 10 項の規定に従い、見積りの変更を行うとした時、どの時点で行うかの判断が必要となる。税効果の会計基準では、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」において「公布日」がその判断基準として明確になっていることから、本適用指針においても明確にする必要がある。

以 上